

完成工事未収金債権の流動化のための債権譲渡の承諾に係る取扱いについて

平成 10 年 3 月 25 日建振第 276 号
土木部内各課長、各地方振興局土木
部長、土木事務所長、ダム管理事務
所長、ダム建設事務所長、部内各
出先機関の長あて 土木部長通知

建設投資の低迷や金融機関の貸し渋り等により、建設業者の資金繰りが非常に厳しい状況にあることを踏まえ、建設業者の資金調達の円滑化を図るため、当部所管県営建設工事において、県に対して建設業者が有する完成工事未収金債権について、その流動化のための債権譲渡の承諾に係る取扱いを別紙（完成工事未収金債権の流動化のための債権譲渡の承諾に係る取扱いについて）のとおり定めたので、適切に処理されるようお願いします。

なお、建設業者（請負者）に対しては、建設業者団体を通じて周知を図っておりますが、申請事務等の適正化のため、建設業者に対する指導等についても、御配慮くださるようお願いします。

平成 10 年 3 月 25 日建振第 276 号
本庁各部局長、議会、監査委員及び
各委員会の事務部局の長、医療局長
企業局長あて 土木部長通知

建設投資の低迷や金融機関の貸し渋り等により、建設業者の資金繰りが非常に厳しい状況にあることを踏まえ、建設業者の資金調達の円滑化を図るため、当部所管県営建設工事において、県に対して建設業者が有する完成工事未収金債権について、その流動化のための債権譲渡の承諾に係る取扱いを定め、別添のとおり部内各課長等に通知しましたのでお知らせします。

なお、貴部局等が所管する県営建設工事においても、同様の措置が講じられるよう特段の御配慮をお願いします。

別添省略